

PR動画について

動画情報の著作権・肖像権等が求人者ではなく第三者にある場合は、求人者の方が、関係者に対してハローワークの求職者の方等にデジタルサイネージを通じて公開されることについて承諾を得る必要があります。

動画提供にあたり、以下の項目にチェックしてください。

動画情報の著作権は、求人者にある。

動画情報の肖像権は、第三者にあるため、本人に公開について承諾を得た。

メディアについて

御提出頂いたCDまたはDVDは、ハローワークにて処分致します。

ハローワークが廃棄処分することに同意する。

上記を了解し、PR動画の発信を希望する。

事業所名 _____

所在地 _____

担当者名 _____